

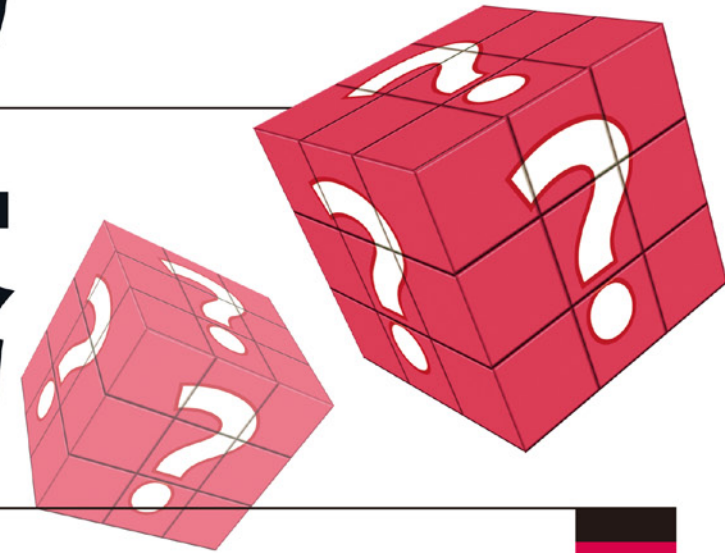
個人診療所/一人医療法人

# 税務

松田 力 著

松田力税理士・社会保険労務士事務所

# 労務



# 会計



第2版



日本医事新報社



個人開業医が納める税金には、どのようなものがありますか？



個人  
診療所

所得税、住民税、事業税、消費税、固定資産税(償却資産税)などがあります。

解説

▶ 代表的な税金の内容、納税月は次のとおりです。

税金の種類	内容
所得税	所得について課される税金です。本年の所得について、翌年3月15日までに納めます
住民税	所得について課される税金です。本年の所得について、翌年6月より4回に分けて納めます
事業税	社会保険診療報酬等に係る所得以外の所得について課される税金です。本年の社会保険診療報酬等に係る所得以外の所得について翌年8月・11月に納めます
消費税	物の消費について課される税金です。本年の預かった消費税を翌年3月31日までに納めます
固定資産税	土地、家屋の1月1日現在の所有者に課される税金です
償却資産税	事業用資産の1月1日現在の所有者に課される税金です
源泉所得税	職員の給与などから預かった税金です
自動車税	自動車の所有者に課される税金です

納税月	税金の種類
1月	源泉所得税、住民税(第4期)
2月	固定(償却)資産税(第4期)
3月	所得税(確定)、消費税(確定)
4月	固定(償却)資産税(第1期)
5月	自動車税
6月	住民税(第1期)
7月	所得税(予定)、源泉所得税、固定(償却)資産税(第2期)
8月	住民税(第2期)、事業税(第1期)
9月	—
10月	住民税(第3期)
11月	所得税(予定)、事業税(第2期)
12月	固定(償却)資産税(第3期)

(注1) 消費税の予定納税は、前年の消費税の納税額に応じて年1回、3回、11回となります。

(注2) 源泉所得税は、納期の特例を選択していなければ、毎月の支払いとなります。

(注3) 固定(償却)資産税の納税月は市区町村により異なります。

一言

▶ 納税月を見ると9月以外は何らかの税金の支払いがあります。滞納にならないよう、納税計画をきっちりと立てましょう。

関連項目

No.03  
p8

No.74  
p125

No.77  
p132

No.78  
p136

No.83  
p145

## No.10 帳簿書類の作成

Q

なぜ帳簿書類を作成しないといけないのですか？

A

個人  
診療所

所得税法で規定されているので、帳簿書類は作成しなければなりません。

解説

▶所得税法では、次のように規定しています。

青色申告者	①仕訳帳には取引の発生順に、年月日、内容、勘定科目、金額を記載しなければならない ②総勘定元帳にはその勘定科目ごとに、年月日、相手方の勘定科目、金額を記載しなければならない
白色申告者	簡易な方法による記帳が認められています

A

医療  
法人

医療法、法人税法、会社法で規定されているので、帳簿書類は作成しなければなりません。

解説

▶医療法人の帳簿書類は、各法律で次のように規定されています。

医療法	医療法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする
法人税法	(1)青色申告者 帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない (2)白色申告者 帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない
会社法	株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない

一言

- ▶帳簿書類を作成しなければ収入・経費の把握ができませんので、適正な確定申告(節税)ができなくなってしまいます。
- ▶適正な勘定科目で記帳ができていたら、収入や経費について対前年比や各月の比較が可能となり、経営分析や経営の問題点を洗い出すことが可能となります。
- ▶安定した経営を行うためには、適正な帳簿書類を作成することが大前提となります。
- ▶平成26年1月より、個人の白色申告者についてはすべての方に記帳義務が課されます。
- ▶青色申告、白色申告、どちらでも記帳義務が課されます。各種特例を受けることのできる青色申告の承認を受けることをお勧めします。

関連項目

No.02  
p4

No.14  
p34

## No.15 社保・国保の振込入金の収入計上時期

Q

社保・国保からの診療報酬の振り込みは、いつ収入金額に計上するのでしょうか？

A

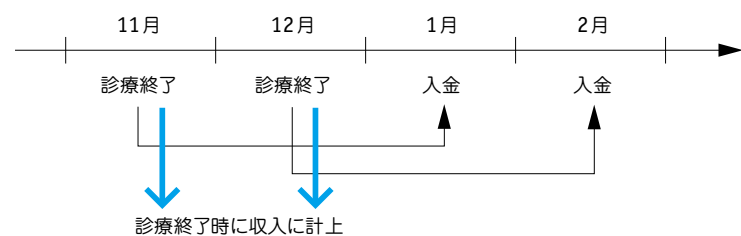
個人診療所 医療法人

診療を行った月の収入に計上しなければなりません。

解説

- ▶ 社保・国保の診療報酬は、その月の診療報酬を取りまとめて翌月の10日までに請求し、請求月の翌月20日以降に振込入金されます。平成25年11月(12月)の診療報酬は平成26年1月20日(平成26年2月20日)以降に振込入金されますが、では、この診療報酬は平成25年・26年どちらの収入になるのでしょうか？
- ▶ 所得税法・法人税法は「人的役務の提供による収入金額の収入に計上すべき時期は、原則その人的役務の提供が完了した時」と規定しています。したがって個々の診療が終了したときにその金額を受領する権利が確定しますので、たとえ振込入金がか月後であっても診療が終了したときに収入に計上しなければなりません。
- ▶ したがって平成26年1月(2月)に振込入金される社保・国保の診療報酬金額は平成25年の収入ということになります。

※ 医療法人の事業年度は1月1日～12月31日でお考えください。



## No.16 歯科矯正料の収入計上時期

Q

歯科矯正料の収入は、いつ収入金額に計上するのでしょうか？

A

個人診療所 医療法人

歯科矯正料の収入計上時期については、国税庁は次の見解を示しています。

- ① 矯正装置を装着したときに基本料等の全額を受領することとしている場合には、矯正装置を装着した日の収入金額。分割払いにしているときも同様
- ② ①ではなく、診療した日に基本料等を含めて受領することとしている場合には、その診療をした日の収入金額
- ③ ①②以外の場合には、それぞれ次によります  
(1) 支払日が定められている場合には、その支払日  
(2) 支払日が定められていない場合には、その支払いを受けた日(請求があったときに支払うべきものとされている場合にはその請求日)  
(3) ただし(1)(2)のうち、支払日が矯正治療を完了した日後とされている場合には、矯正治療を完了した日

解説

- ▶ 所得税法・法人税法は「人的役務の提供による収入金額の収入に計上すべき時期は、原則その人的役務の提供が完了した時」と規定しています。
- ▶ しかし、歯科矯正治療については治療が長期にわたる場合が多いため、国税庁が上記Aの見解を示しています。上記のAは、患者によって恣意的に選択できるのではなく、すべての患者に対して統一して適用しなければなりません。

## No.68 消費税の仕組み



消費税の仕組みについて教えてください。



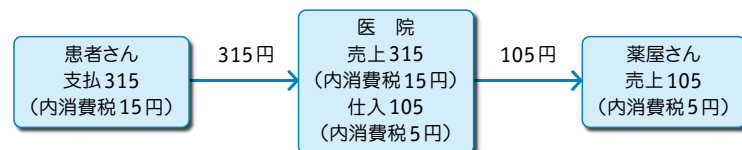
個人  
診療所

医療  
法人

消費税はその名のとおりに「最終消費者」が負担する税です。しかし、最終消費者が「これだけ消費しました」と税務署に申告をして、消費税を納めるということは現実的に不可能です。したがって事業者が消費者から消費税を預かって、それを税務署に納めるという形式をとっています。また、その際に税の累積を排除するために、事業者が既に支払った消費税を控除する仕組みをとっています。

### 解説

▶では例を挙げて考えてみましょう。



▶上記の場合、医院では15円の消費税を預かって、5円の消費税を既に支払っているため、納税額は10円となります。

▶また、薬屋さんは5円の消費税を納税するので、患者さんが支払った消費税15円は、薬屋さんで支払われることになります。

### 一言

▶消費税の税率は平成26年4月1日より8%、平成27年10月1日より10%に引き上げられます。納税義務者の範囲も拡大しています。今後も消費税法の改正には注意が必要です。

## No.69 医院の納税義務



医院は消費税の納税義務がありますか？



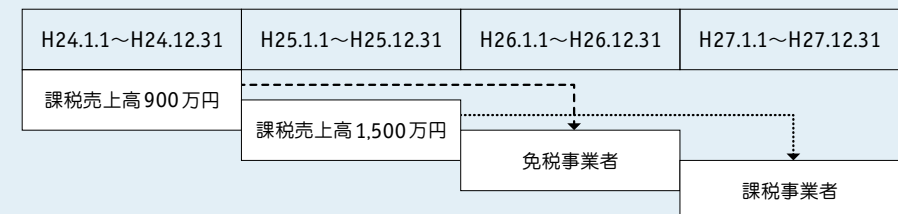
個人  
診療所

医療  
法人

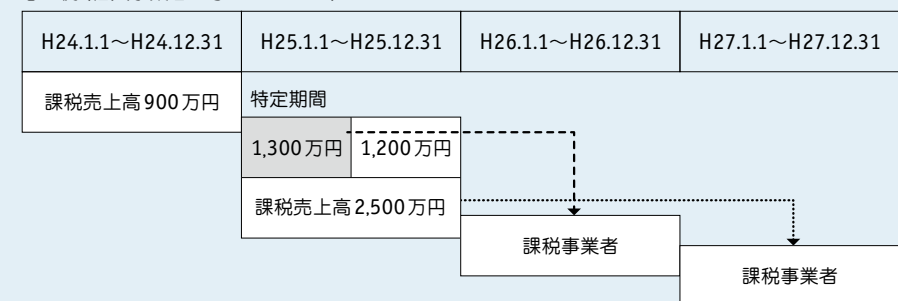
消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行った事業者です。簡単に言うと、消費税が課税される取引を行った事業者です。ただし小規模事業者の事務負担を考慮して、① 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者に関しては消費税の納税義務が免除されています。基準期間とはその年(事業年度)の前々年(前々事業年度)のことをいいます。しかし② 特定期間の課税売上高が1,000万円を超え、かつ、特定期間の給与支払額が1,000万円を超えた場合、当課税期間から納税義務者となります。特定期間とは、個人事業者についてはその年の前年の1～6月の期間、法人事業者についてはその事業年度の全事業年度開始の日以後6カ月の期間のことをいいます。

文章で記載すると難しいですね。後の図を参考にしてください。

①の例(個人事業者で考えてください)



②の例(個人事業者で考えてください)



⇒次頁へ続く